

報告第4号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年2月23日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成21年11月26日（木）午後2時50分ごろ、北本市西高尾5丁目87番地において、市公用車を方向転換のため後退させたところ、駐車中の相手方車両に接触し、同車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額 金206,000円

平成21年12月11日

北本市長 石 津 賢 治